

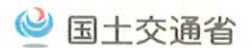
国土交通省における高次脳機能障害者支援

令和6年10月5日
 国土交通省物流・自動車局
 保障制度参事官室



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

自賠責保険制度の概要



自賠責保険とは

- ・全ての自動車に締結義務(強制保険)。
- ・第三者への人身損害をてん補。自損事故・物損は任意保険で対応。

(保険金の限度額)

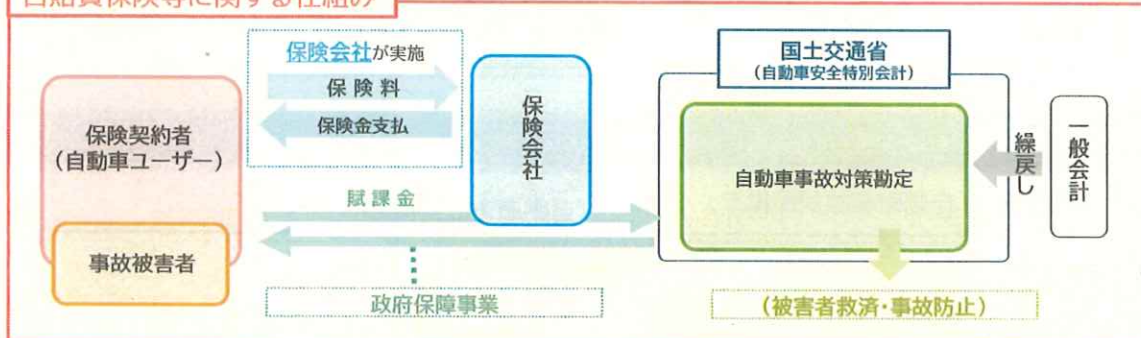
死亡:3,000万円 後遺障害:4,000万円~75万円 傷害:120万円

- ・収支が均衡するように保険料を設定。

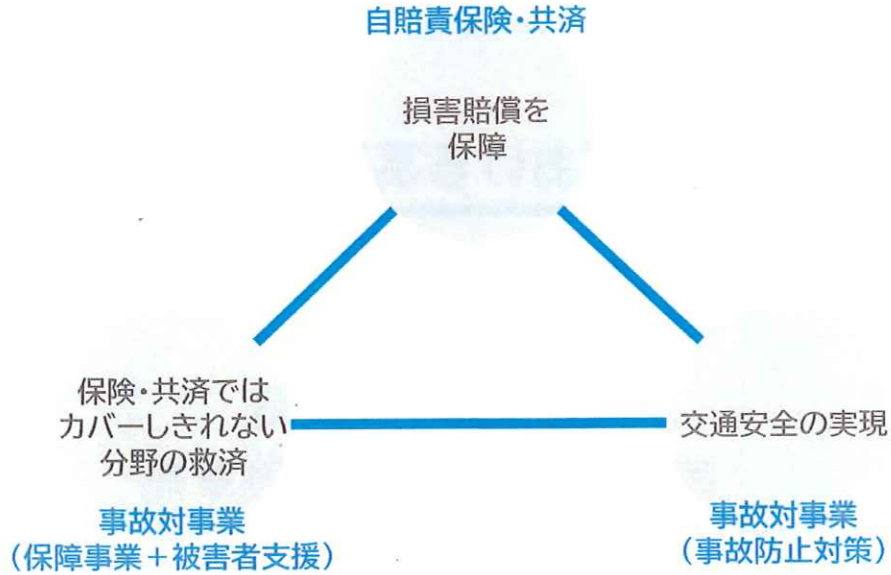
(自賠責保険料の例)

自家用乗用自動車:17,650円(2年) バス(営業用):31,920円(1年)
 タクシー :78,100円(1年) トラック(営業用普通):24,100円(1年)

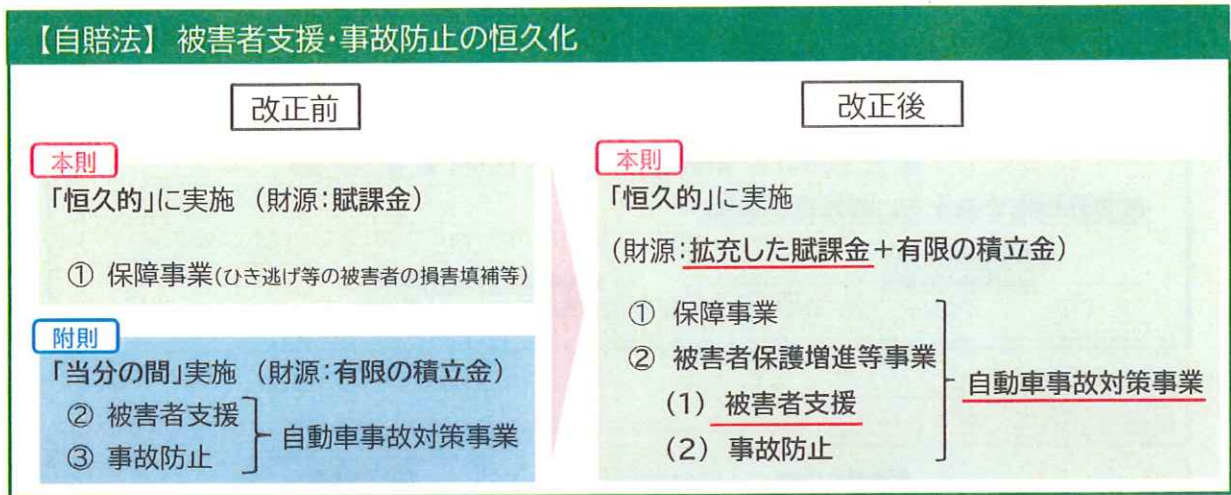
自賠責保険等に関する仕組み



自動車事故対策事業は自動車損害賠償責任保険と相まって、自賠責制度の充実・強化、交通安全の実現及び被害者救済対策に資するため、昭和42年より実施。



自賠責制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達を推進



「被害者やその家族が安心して生活できる社会」
「交通事故のない社会」 の実現

- 国土交通省では、自動車事故被害者の救済のため、被害者支援対策を実施するとともに、新たな自動車事故被害者を生まないための事故発生の防止対策を実施。
- 法令に定められた一部の業務は独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)にて実施。

被害者支援対策
【自賠法第77条の2第1号】

高次脳機能障害者支援

1. 高次脳機能障害者の社会復帰等を促進するための環境整備(社会復帰促進事業)
2. 介護者なき後の生活の場確保に向けた支援(受入環境整備事業、在宅療養環境整備事業)
3. ナスバによる介護料の支給
4. ナスバによる自動車事故被害者の家族・遺族に対する相談支援
5. (公財)日弁連交通事故相談センターによる高次脳機能障害相談業務
6. 「交通事故被害者ノート」の作成・配布
7. 「交通事故にあったときには」の作成・配布

事故防止対策
【自賠法第77条の2第2号】

安全総合対策事業

- ASV(先進安全自動車)の普及
- 運行管理の高度化に資する機器等の普及
- プロドライバー等への安全指導

自動車安全性能の評価

- 自動車アセスメント

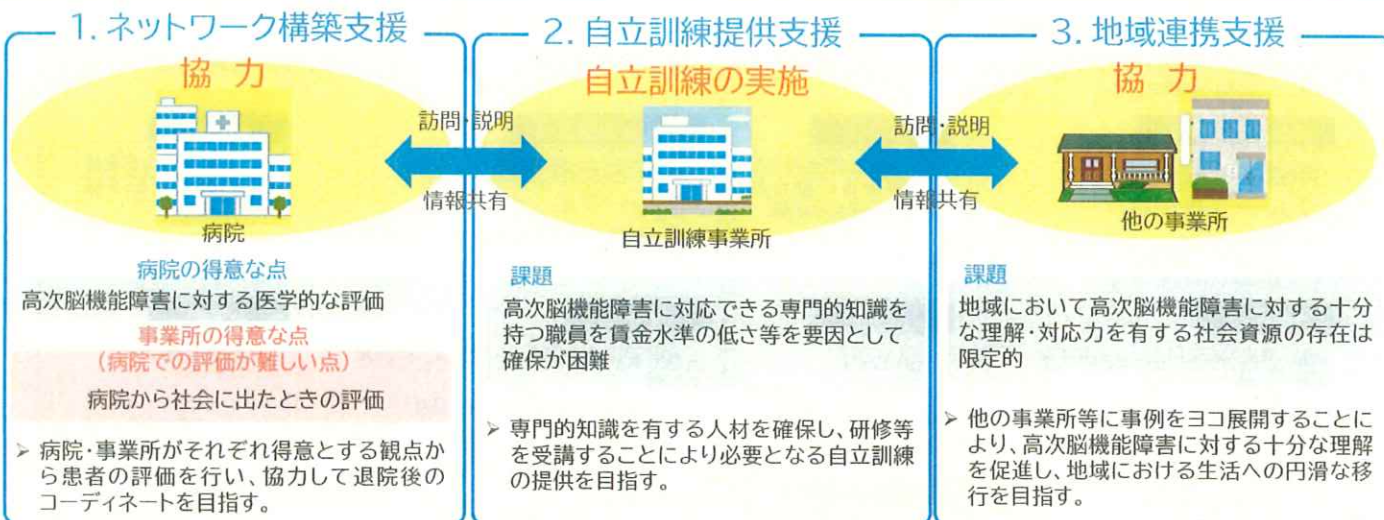


公式YouTubeチャンネル

1. 高次脳機能障害者の社会復帰等を促進するための環境整備(社会復帰促進事業) 国土交通省

概要

- 高次脳機能障害者の社会復帰等に際しては高次脳機能障害へ十分な理解がある事業者による自立訓練が重要である一方、対応できる事業者は不足しています。
- このため、国土交通省では、令和4年度より自動車事故により高次脳機能障害を負われた方が利用する自立訓練事業所において、以下1.～3.の支援を組み合わせたモデル事業を実施することにより、高次脳機能障害の把握から自立訓練、地元復帰まで切れ目のない支援の実施を可能とするための方策の実現に向けた取組みを検証します。



補助対象事業者

自立訓練事業所

※自動車事故により高次脳機能障害を負った者を受け入れていること等

補助率

上限額

定額

上限1,000万円(初年度のみ上限1,200万円)

名称(上段:法人名 下段:事業所名)	事業所所在地	自立訓練
特定非営利活動法人えんしゅう生活支援net ワークセンター大きな木	静岡県浜松市中央区高丘東3-46-14	生活訓練
社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団 かがわ総合リハビリテーションセンター成人支援施設	香川県高松市田村町1114	機能訓練 生活訓練
社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団 千葉県千葉リハビリテーションセンター 障害者支援施設 更生園	千葉県千葉市緑区誉田町1-45-2	機能訓練 生活訓練
社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 名古屋市総合リハビリテーションセンター	愛知県名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1-2	機能訓練
社会福祉法人奈良県社会福祉事業団 奈良県障害者総合支援センター 自立訓練センター	奈良県磯城郡田原本町大字多722	機能訓練 生活訓練
株式会社ハート&アート ダイアリー	埼玉県さいたま市見沼区南中野930-1	機能訓練
社会福祉法人広島県福祉事業団 広島県立総合リハビリテーションセンター あけぼの	広島県東広島市西条町田口295-3	生活訓練
特定非営利活動法人ほっぷの森 就労準備支援センター あぼかぼ	宮城県仙台市青葉区本町1-2-5 第3志ら梅ビル4F	生活訓練



令和4年度好事例集

2. 介護者なき後の生活の場確保に向けた支援①(受入環境整備事業)

概要

- 介護者なき後の生活の場としては、グループホーム等が考えられるところ、重度後遺障害を受け入れられる場の絶対数は少なく、さらに介護職員は人手不足が深刻な状況です。
- このため、国土交通省では、平成30年度より自動車事故被害者の介護者なき後の受け皿を整備するため、グループホーム等の新設を支援するとともに、介護職員の厳しい人手不足の状況を踏まえ、介護人材確保や介護器具導入に係る経費を支援しています。

新設・増設年度

開設準備段階や開設後における人材雇用、介護器具の導入、求人広告等の経費を支援

補助対象事業者

- ・障害者支援施設
- ・グループホーム

※新設・増設初年度に限る。
※補助対象年度中に自動車事故により重度の後遺障害を負った者を受け入れていること 等

補助内容

新設・増設の際に必要な初年度経費の一部

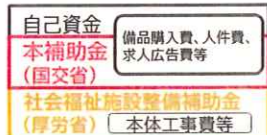
- ① 介護職員の人材雇用に係る経費
- ② 介護器具等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信等に係る経費
- ④ 研修等経費

補助率

1/2(入居予定者のうち事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

上限額

1,500万円



開設次年度以降

対前年比での賃金改善、介護器具の導入、求人広告等の経費を支援

補助対象事業者

- ・障害者支援施設
- ・グループホーム

※補助対象年度中に自動車事故により重度の後遺障害を負った者を受け入れていること 等

補助内容

自動車事故被害者受入に必要な経費の一部

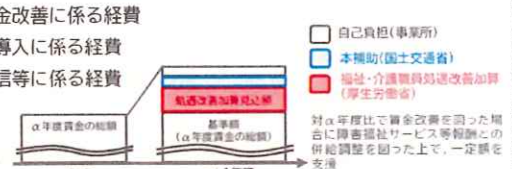
- ① 介護職員の賃金改善に係る経費
- ② 介護器具等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信等に係る経費
- ④ 研修等経費

補助率

1/2(入居者のうち事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

上限額

1,000万円



対α年度比で賃金改善を行った場合に障害福祉サービス等報酬との併給調整を行った上で、一定額を支援

概要

- 自動車事故により重度の後遺障害を負われた方においては、引き続き住み慣れた地域での生活を継続したいというニーズがある一方、医的ケアを必要とするような自動車事故被害者に対して、訪問系サービスを提供する事業者の人材不足は深刻な状況です。
- このため、国土交通省では、自動車事故被害者の介護者なき後においても、在宅生活の継続を選択肢の一つとして考えられるよう、令和5年度から訪問系サービスを提供する事業者の新設を支援するとともに、介護人材確保に係る経費を支援しています。

新設年度

開設準備段階や開設後における人材雇用、求人広告等の経費を支援

補助対象事業者

- ・居宅介護事業者
- ・重度訪問介護事業者

※新設初年度に限る。
※補助対象年度中に自動車事故により重度の後遺障害を負った者の利用があること等

補助率

1/2(利用予定者のうち自動車事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

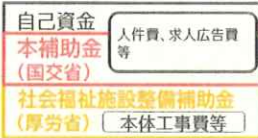
補助内容

新設の際に必要な初年度経費の一部

- ①介護職員の人材雇用に係る経費
- ②求人情報の発信等に係る経費
- ③研修等経費の支援

補助上限額

300万円



開業次年度以降

対前年度比での賃金改善、求人広告等の経費を支援

補助対象事業者

- ・居宅介護事業者
- ・重度訪問介護事業者

※補助対象年度中に自動車事故により重度の後遺障害を負った者の利用があること等

補助率

1/2(利用者のうち自動車事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

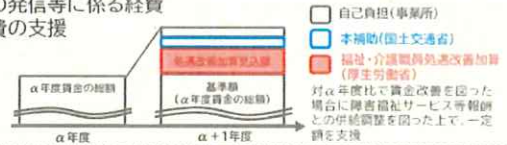
補助内容

自動車事故被害者の受入に必要な経費の一部

- ①介護職員の賃金改善に係る経費
- ②求人情報の発信等に係る経費
- ③研修等経費の支援

補助上限額

200万円



(参考)独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)について

被害者支援と自動車事故防止を通して、安全・安心・快適な社会作りに貢献

被害者援護業務

自動車事故被害者を

支える

- 療護施設の設置・運営
- 介護料の支給
- 生活資金の無利子貸付
- 事故後の相談支援

安全指導業務

自動車事故を

防ぐ

- 指導講習
- 適性診断
- 安全マネジメント

安全情報提供業務

自動車事故から

守る

- 自動車アセスメント

- 名称 独立行政法人自動車事故対策機構 (ナスバ)
- 目的 被害者の保護の増進、自動車事故の発生防止
- 設立 H15年10月 (前身 自動車事故対策センター S48年~)
- 組織 本部(東京) 全国に50支所、療護施設12カ所



ホームページ



所在地一覧



業務紹介動画

 独立行政法人
自動車事故対策機構
National Agency for Automotive Safety and Victims Aid





「ナスバは自動車事故の被害者支援と事故防止に一体的に取り組む専門機関です。」



ナスバ公式キャラクター
ナスバちゃん

3. ナスバによる介護料の支給

- ナスバでは、自動車事故により移動、食事、排泄など日常生活において常時又は随時の介護が必要となった重度後遺障害者に対して、介護料等を支給しています。
- 重度後遺障害者やその家族の方々が日常生活において抱える経済的負担は大きいものであり、その負担を少しでも軽減させるため、障害の程度に応じて日々の介護経費を支援しています。

介護料	
【支給対象】 介護用品 ・介護用ベッド ・介護用いす ・消耗品 (紙おむつ、導尿カテーテル等) 等 	【支給額】 ・特Ⅰ種 : 月額 85,310円~211,530円 ・Ⅰ種 : 月額 72,990円~166,950円 ・Ⅱ種 : 月額 36,500円~ 83,480円 特Ⅰ種 : Ⅰ種のうち、自力による移動や摂食ができない等の症状があるもの。 Ⅰ種 : 脳損傷、脊髄損傷及び胸腹部臓器損傷で常時介護を要するもの。 Ⅱ種 : 脳損傷、脊髄損傷及び胸腹部臓器損傷で随時介護を要するもの。
介護サービス ・ホームヘルプ ・訪問入浴 ・訪問看護 等 	【受給者数】 4,566人(令和5年度末)

短期入院費用助成

介護料受給者がリハビリ等のために病院・施設等に短期間(原則、2~14日以内。リハビリ目的の場合は30日以内。)入院・入所した場合に年間45万円(45日)の範囲内で介護料とは別に支給しています。

訪問支援

ナスバの職員が介護料受給者の家庭を訪問し、様々な支援情報を提供するとともに、介護に関する相談や日常の悩みを聞くことなどで、精神的支援を強化しています。

4. ナスバによる自動車事故被害者の家族・遺族に対する相談支援

概要

- ナスバでは、平成19年度の交通事故被害者ホットライン(0570-000738)の開設により自動車事故被害者への情報提供や介護料受給者への訪問支援に取り組んできましたが、自動車事故被害者の精神的な痛みのケアや対処方法の相談先に関しては被害者・遺族等団体に依存してきました。
- このため、令和5年度からナスバの相談支援業務の一環として、被害者・遺族等団体の行う電話等による相談支援をサポートすることにより、自動車事故被害者の相談先の確保・充実に取り組んでいます。



実施団体一覧

令和6年4月1日現在

種別	団体名	事務所所在地	電話番号	開設時間
高次脳	NPO法人コロポックルさっぽろ	北海道札幌市	050-3149-4035	月~金 10:00~21:00
高次脳	特定非営利活動法人いわて高次脳機能障害者の会イーハトーヴ	岩手県盛岡市	050-3149-4015	月~金 9:00~17:00 18:00~21:00
高次脳	一般社団法人どんまいネットみやぎ	宮城県仙台市	050-3150-5169	月~金 10:00~21:00
高次脳	一般社団法人交通事故被害者家族ネットワーク	東京都中央区	050-3149-3929	月~金 9:00~21:00
脊髄損傷	公益社団法人全国脊髄損傷者連合会	東京都目黒区	050-3149-3927	月~金 10:00~18:00
遺族	一般社団法人関東交通犯罪遺族の会(あいの会)	東京都豊島区	050-3116-1515	火~日 11:00~22:00
遺族	特定非営利活動法人いのちのミュージアム	東京都日野市	050-3149-4003	木~日 9:00~17:00 18:00~21:00
高次脳	高次脳機能障害者サポートセンター笑い太鼓	愛知県名古屋	050-3150-5146	月、水、金 10:00~21:00
脊髄損傷	兵庫頭脳損傷者連絡会	兵庫県三田市	050-3149-4041	月~金 9:00~17:00 18:00~21:00
高次脳	社会福祉法人萌生会高次脳機能障害サポートネットひろしま	広島県東広島市	050-3150-5138	月~金 9:00~17:00 18:00~21:00
脊髄損傷	NPO法人日本頭脳損傷LifeNet	広島県廿日市市	050-3150-5115	月~金 9:00~17:00 18:00~21:00
遺族	グリーンサポートやまぐち	山口県防府市	050-3149-4043	月~日 9:00~18:00 19:00~22:00

概要



ホームページ

名称 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

設立日 昭和42年9月29日

主な事業内容

- ・自動車事故の損害賠償に関し無償による法律相談及び示談のあっ旋
全国154か所の相談所において交通事故の民事紛争に関する法律相談業務を、
42か所において示談あっ旋業務を実施(R6.4.1現在)
- ・自動車事故による損害賠償額算定の合理化に関する調査研究
- ・自動車事故による民事損害賠償訴訟の適正迅速化に関する調査研究
- ・自動車事故損害賠償に関する知識の普及及び広報 等

主な相談内容

- ・損害賠償額の算定
- ・賠償責任の有無、過失の割合
- ・賠償義務者(無断転貸、駐車車両の責任、盗難車の事故等)
- ・自賠責保険及び自動車保険関係の問題、政府保障事業
(ひき逃げや無保険車による事故のてん補請求の手続き方法)
- ・その他交通事故の民事上の法律問題(示談の仕方、時効等)



補助対象事業

国土交通省では、自動車事故に係る損害賠償問題について、弁護士が相談に応じ、必要な指導及び示談のあっ旋を行う事業等に要する経費の一部を補助。



R5年度 事業実績

面接相談	14,149件
示談あっ旋	977件
電話相談	26,015件 (うち夜間電話相談 1,626件)
高次脳機能障害相談	57件

5. (公財)日弁連交通事故相談センターによる高次脳機能障害相談業務 国土交通省

概要

- 日弁連交通事故相談センターは、平成13年度から自動車事故を原因とする高次脳機能障害について、全国8ヶ所の相談所において無料相談を実施しています。
- 令和5年度から自動車事故を原因とする高次脳機能障害に特化した無料電話相談窓口を設置し、対応を強化しています。

面接相談所(全国8カ所)

場所	住所	電話番号
本部(東京)	東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館14階	03-3581-4724
札幌相談所	北海道札幌市中央区北1条西10 札幌弁護士会館2階	011-251-7730
関内相談所(横浜)	神奈川県横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会館内	045-211-7700
千葉相談所	千葉県千葉市中央区中央4-13-9 千葉県弁護士会館内	043-227-8530
名古屋相談所(名古屋法律相談センター)	愛知県名古屋市中区三の丸1-4-2 愛知県弁護士会館内 愛知県名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル4階 名古屋法律相談センター内	052-565-6110
京都相談所	京都府京都市中京区富小路通丸太町下ル 京都弁護士会館内	075-231-2378
大阪相談所	大阪府大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館内	06-6364-8289
福岡相談所	福岡県福岡市中央区天神3-4-8 天神重松ビル2階 天神法律相談センター内	092-741-3208



電話相談窓口

1. 電話をかける → 2. 相談日時を予約する → 3. 予約した日時に弁護士から電話がある

- 本部(東京: ☎03-3581-4724)にて電話相談を実施
- 予約制(相談時間: 30分程度)、電話相談は原則1回
- さらなる相談が必要な場合は上記相談所での面接相談も可能

相談事例

- 自動車事故による高次脳機能障害の後遺障害認定に必要な書類について
- 高次脳機能障害の後遺障害があるが、収入の減少がない場合における逸失利益の請求について
- 高次脳機能障害の後遺障害が3級以下の場合における将来の介護費用の請求について

6. 「交通事故被害者ノート」の作成・配布

概要

○ 国土交通省では、被害者団体等のご協力の下、自動車事故被害者ご本人やそのご家族が各支援団体等と早期につながることで、様々な支援を知っていただくこと、事故の概要等を記録することで受けた被害を繰り返し説明することを防ぐことを目的として、令和4年11月に「交通事故被害者ノート」を作成・配布しています。

主な配布先

- ・ナ斯巴本部・各主管支所・各支所
- ・各都道府県の犯罪被害者向けの総合的対応窓口
- ・政令指定都市の犯罪被害者向けの総合的対応窓口
- ・都道府県庁及び政令指定都市の交通事故相談所
- ・日弁連交通事故相談センター本部・各支部
- ・交通遺児等育成基金
- ・被害者支援ネットワーク加盟団体
- ・法テラス本部・各支所・各出張所
- ・自動車事故被害者団体・遺族団体
- ・地方運輸局等



交通事故被害者ノート



配布部数

約10,000冊
(令和6年3月末現在)

利用者の声

母が交通事故に遭い、何をどうしたらよいのかわからないまま半年が経ちました。情報収集のためいろいろなサイトを検索したところ「交通事故被害者ノート」が配布されていることを知りました。私が知りたい情報がすべてまとめられていて、活用したいと思いました。

7. 「交通事故にあったときには」の作成・配布

概要

- 国土交通省では、交通事故被害者に必要な自賠償保険制度、各種支援制度及び支援相談機関等の情報を網羅的に紹介するパンフレット「交通事故にあったときには」の作成・配布しています。
- 順次改訂を行い、自動車事故被害者への情報提供の充実を図っています。

主な配布先

- 各都道府県交通事故相談所・犯罪被害者施策担当部署
- 政令市交通事故相談所
- 東京都特別区
- 中核市(安心課、市民生活課等)
- 各地方運輸局・運輸支局
- 各都道府県警察署本部及び警視庁警察署
- 全国被害者支援ネットワーク
- 各都道府県交通安全センター

交通事故にあったときには

